

○農林水産省告示第百八十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第73号）別表一の三の項の中華人民共和国から発送されるメロンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、昭和六十三年三月一日から施行する。

昭和六十三年二月二十七日

農林水産大臣 佐藤 隆

一 植物及び地域

メロンの生果実であつて、中華人民共和国新疆ウイグル自治区のうち、中華人民共和国植物防疫機関がウリミバエについて二によるトラップ調査（トラップを用いた有害動物の発生の有無に関する調査）を、以下同じ。）及び生果実調査（生果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査）を、以下同じ。）が濃密に行われる地区として指定した地域で生産されたものである。ただし、中華人民共和国新疆ウイグル自治区において、ウリミバエの寄主植物の移入につき国内植物检疫が実施されている場合に限る。

二 生産地における調査

（一）中華人民共和国新疆ウイグル自治区内において、メロンの栽培期間中、次の方法によりトラップ調査が行われること。
ア スタイナー型のトラップにより、誘引剤としてキユウルアを用いて行うこと。
イ 当該メロンの生果実が生産される一の指定に係る地域内のほ場（以下「指定地域内は場」という。）に、トラップをウリミバエに定めること。
ウ イに定めるものはか、トラップを主要な駅及び空港の周辺その他中華人民共和国植物防疫機関が必要と認める地点に配置すること。

三 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

四 生産地における検査及び証明

（一）中華人民共和国植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、有害動物及び有害植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されている中華人民共和国植物防疫機関が発行した植物検疫證明書が添付してあるものであること。

（二）「の植物検疫證明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア ウリミバエに侵されていないものであること。

イ 二のトラップ調査及び生果実調査の結果、ウリミバエが発見されていない一の指定に係る地域で生産されたものであること。

（三）「の植物検疫證明書には、二のトラップ調査及び生果実調査の結果並びに「の検査の実施を確認した旨の植物防疫官による付記がなされていること。

（四）各こん包には、中華人民共和国植物防疫機関による封印がなされていること。

五

（一）生果実は、ウリミバエの侵入するおそれがないと認められる材料によりこん包されること。

（二）こん包は、中華人民共和国新疆ウイグル自治区内の中華人民共和国植物防疫機関が適当と認める場所で行われていること。

（三）各こん包には、中華人民共和国植物防疫機関による封印がなされていること。

六 表示

（一）二のトラップ調査及び生果実調査の結果の確認並びに四の「の検査が行われた各生果実には輸出植物検疫が終了している旨の表示がなされており、かつ、そのこん包には仕向地が日本である旨の表示がなされていること。
（二）「の仕向地の表示は、こん包の三面以上になされていること。

（二）中華人民共和国新疆ウイグル自治区内において、次の方法により生果実調査が行われてること。
ア 指定地域内は場で栽培中のメロンその他のウリミバエの寄主植物について行うこと。
イ 傷害、奇形等を有している生果実について行うこと。